

鳥取県告示第706号

平成21年鳥取県告示第212号（鳥取県立大山駐車場の利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第69号）第11条第2項の規定に基づき平成22年11月26日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後   |  |         |        | 改正前           |  |         |        |
|---|--|---------|--------|---------------|--|---------|--------|
| 1 利用料金  |  |         |        | 1 利用料金        |  |         |        |
| (1) 大山国立公園駐車場   |  |         |        | (1) 大山国立公園駐車場 |  |         |        |
| ア <u>大山スキー場の営業を開始する日から翌年の大山スキー場の営業を終了する日までの期間</u>                   |  |         |        |               |  |         |        |
| 区 分   |  | 単 位     | 金 額    | 区 分           |  | 単 位     | 金 額    |
| <u>乗用車（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。））</u> |  | 略       |        | 乗用車           |  | 略       |        |
| <b>乗用車（日曜日等以外の日）</b>  |  | 1台1日につき | 500円   | 大型バス          |  | 1台1日につき | 2,400円 |
| 大型バス  |  | 1台1日につき | 2,400円 | 略             |  |         |        |
| 略   |  |         |        | 備考 略          |  |         |        |
| 備考 略  |  |         |        | 備考 略          |  |         |        |
| イ <u>ア以外の期間</u><br>無料   |  |         |        | (2)及び(3) 略    |  |         |        |
| (2)及び(3) 略  |  |         |        | 2 略           |  |         |        |
| 2 略   |  |         |        | 2 略           |  |         |        |

附 則

この告示は、平成22年12月3日から施行する。